

年間役員名簿

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人にこにこ三豊

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事 (理事長)	汐見 美根子	香川県三豊市詫間町大浜甲701番地	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
理事	池田 直子	香川県三豊市三野町吉津乙766番地2	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
理事	琢磨 隆春	香川県三豊市三野町吉津甲1942番地	令和6年4月1日 ～ 令和6年6月28日	なし
理事	篠原 豊彦	香川県三豊市豊中町本山甲206番地1	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	なし
理事	長谷川 妙子	香川県観音寺市柞田町丙1912番地	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	なし
理事	高谷 ゆかり	香川県観音寺市柞田町乙737番地1	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	なし
監事	吉岡 千代子	香川県観音寺市柞田町甲202番地2	令和6年4月1日 ～ 令和6年6月28日	なし
監事	田井 美貴子	香川県三豊市豊中町本山甲1788番地	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	なし
監事	鎌倉 妃佐枝	香川県三豊市高瀬町比地中2585番地	令和6年6月28日 ～ 令和7年3月31日	なし

(留意事項)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4で作成してください。
- 「役名」欄には、理事・監事の別を記載してください。
- 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書）により証された住所又は居所を記載してください。
- 特定非営利活動促進法第15条の規定により、特定非営利活動法人には、役員として理事3人以上と監事1人以上を置かなければなりません。
- 特定非営利活動法人の事業期間内に役員であった者全員について記載するとともに、役員就任期間を記載してください。
- 役員報酬を受けた役員については、報酬の受けた期間を明記してください。報酬を受けない役員については、当該欄に記載する必要はありません。
- 特定非営利活動促進法第2条第2項第1号ロの規定により、特定非営利活動法人は役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下でなければなりません。
- この書類は、閲覧されます。